

令和7年度東京都特別職報酬等審議会

令和8年1月20日

【金久保総務局人事部長】 定刻より少し早いですけれども、全員お集まりですので始めたいと思います。

本日は大変お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和7年度東京都特別職報酬等審議会を始めさせていただきたいと思えます。

私は、総務局人事部長の金久保でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様が現任期が始まって最初の審議会となりますので、会長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。それでは、座って説明させていただきます。

会議に先立ちまして、本日御出席の委員の方々に、皆様、自席で結構でございますので、一言自己紹介をお願いしたいと思います。

タブレットの本資料の18ページにあります名簿の順番、五十音順にお願いできればと存じます。

それでは、斉藤委員、よろしくお願いいたします。

【斉藤委員】 おはようございます。連合東京で会長を務めております斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 沢辺委員、よろしくお願いいたします。

【沢辺委員】 産経新聞論説委員の沢辺と申します。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 鈴木委員、よろしくお願いいたします。

【鈴木委員】 公益社団法人全国消費生活相談員協会の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 武智委員、よろしくお願いいたします。

【武智委員】 中央大学法学部の武智と申します。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 竹鼻委員、よろしくお願いいたします。

【竹鼻委員】 豊島岡女子学園中学校・高等学校で校長をしております竹鼻です。よろしく申し上げます。

【金久保総務局人事部長】 中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 青山学院大学名誉教授の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 平澤委員、お願いいたします。

【平澤委員】 東京商工会議所総務統括部の平澤と申します。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 廣瀬委員、お願いいたします。

【廣瀬委員】 弁護士の廣瀬と申します。所属は東京弁護士会で新任というか、今日が初めてになります。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 淵上委員、お願いいたします。

【淵上委員】 総務省を退官後、今、地方公務員安全衛生推進協会の顧問をしております淵上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 松尾委員、お願いいたします。

【松尾委員】 日本人事試験研究センターの松尾と申します。長年、人事院で国家公務員の給与に携わっておりました。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 先生方には、当審議会の委員をお受けいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様のお手元には委嘱状をお配りさせていただいております。本来であれば、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますけれども、本日は机上にお配りさせていただいておりますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

これから2年間でございます。よろしくお願いいたします。

次に、都側の出席者について御紹介いたします。

佐藤総務局長でございます。

【佐藤総務局長】 佐藤智秀です。どうぞよろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 宮澤議会局長でございます。

【宮澤議会局長】 宮澤でございます。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 岩野教育庁次長でございます。

【岩野教育庁次長】 岩野でございます。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会長の選任に移らせていただきます。

当審議会条例第5条第2項の規定で、「会長は、委員の互選によって定める」とされてお

ります。委員の皆様の中で御意見、御推薦がございましたら、お願い申し上げます。

それでは、武智委員、お願いいたします。

【武智委員】 私から御推薦申し上げたいと思います。

総務省の自治行政局長などを歴任されて、行政経験も豊富な渚上委員が適任だと存じますので、御推薦申し上げたいと思います。

【金久保総務局人事部長】 ただいま、武智委員から、渚上委員を会長にとの御提案がございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【金久保総務局人事部長】 ありがとうございます。それでは、渚上委員に会長をお願いしたいと思います。

渚上委員、会長席にお移りいただけないでしょうか。

(渚上委員、会長席へ移動)

【金久保総務局人事部長】 それでは、渚上会長、御挨拶をお願いいたします。

【渚上会長】 ただいま、委員の皆様方から御推薦をいただき、会長を務めさせていただくことになりました渚上でございます。微力ではございますけれども、当審議会の円滑な運営に意を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

公務員の給与をめぐる問題が大変大きな問題になっております。当審議会も充実した審議が行われますように、ぜひ委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 ありがとうございます。

それでは、渚上会長、これからの議事進行をよろしくをお願いいたします。

【渚上会長】 まず、審議に入ります前に、会長代理の選任を行いたいと存じます。

会長代理につきましては、当審議会条例第5条第4項の規定によりまして、会長の私が指名することとされております。私といたしましては、経済政策に関する豊富な知見をお持ちである中村委員に会長代理をお引き受け願えれば幸いです。いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【渚上会長】 では、異議がないようでございますので、中村委員に会長代理をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

会長代理の席へお移りいただきたいと思っております。

(中村委員、会長代理席へ移動)

【**淵上会長**】 それでは、中村会長代理、一言御挨拶をお願いいたします。

【**中村会長代理**】 ただいま、淵上会長より御指名をいただいた中村と申します。皆様の御支援をいただきまして、今後とも職責を全うしてまいる所存でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【**淵上会長**】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

初めに、諮問も兼ねまして、佐藤総務局長から御挨拶をいただきたいと思います。

【**佐藤総務局長**】 改めまして、ただいま御紹介いただきました、東京都総務局長の佐藤智秀と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京都特別職報酬等審議会への諮問に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から都政に対しまして御指導、御協力を賜っており、この場をお借りして御礼を申し上げます。

昨年10月17日に東京都人事委員会から、一般職員の給料表に関する勧告がございました。勧告の内容は、公民格差の是正のために給料月額の上昇を求めるものでございました。

本日は、人事委員会から給料表に関する勧告がございましたことから、当審議会の条例、東京都特別職報酬等審議会条例第2条に基づきまして、特別職の報酬について御審議をいただくものでございます。知事からの諮問文につきましては、席上にお配りしてございますので、御覧いただければと存じます。

それでは、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

【**淵上会長**】 ありがとうございます。

ただいまから審議に入りたいと思います。

まず、事務局から、関係資料の御説明をお願いいたします。

【**佐藤総務局人事課長**】 人事課長の佐藤でございます。

座ったままで恐縮でございますが、本日の資料について御説明を申し上げたいと思います。

タブレットの中の「東京都特別職報酬等審議会関係資料」、04番の資料をお開きいただ

きたいと思います。よろしいでしょうか。

表紙をおめくりいただきまして、最初は目次でございます。

次の1ページをお開きください。本審議会の設置に関する条例全文でございまして、設置の趣旨などを定めております。

次に、2ページ目をお開きください。2ページから3ページにかけましては、東京都と国の令和7年の給与勧告の概要につきまして、まとめております。左側が東京都、右側が国の勧告の概要でございます。

東京都の公民較差はプラス3.24%、額にしてプラス1万3,580円でございます。

2のポイントのところでございますが、公民較差解消のため、給料表につきまして、若年層や管理職に重点を置きつつ、職級にメリハリをつけた上で、全級全号給引上げを行うこととされております。

特別給、いわゆるボーナスにつきましても、給料月額と同様、民間の支給割合が都職員の支給月数を上回っていることから、較差を解消するため、都職員の支給月数につきまして、0.05月分引き上げることとされています。

3、給与改定の内容の①の欄を御覧いただきたいと思います。

一般の行政職の行(一)給料表につきまして、公民較差に基づく給料月額を平均3.4%引き上げる改定となっております。

また、局長級職員に適用される指定職給料表につきまして、国の指定職俸給表の改定を踏まえ、1号給は2万円、2号給は2万2,000円、3号給は2万3,000円、4号給は2万5,000円、5号給は2万7,000円、6号級は2万9,000円、7号級は3万1,000円引き上げることとされています。

一方、国の状況ですが、官民較差はプラス3.62%、額にしてプラス1万5,014円であったことから、較差を解消するため俸給月額の上上げを行うほか、ボーナスについても、較差を解消するため支給月数の引上げを行うこととされております。

また、事務次官等に適用される指定職俸給表につきましても、一般職員の俸給表の引上げを踏まえまして、先ほどの都の指定職給料表と同額でございますけれども、1号俸は2万円、2号俸は2万2,000円、3号俸は2万3,000円、4号俸は2万5,000円、5号俸は2万7,000円、6号俸は2万9,000円、7号俸は3万1,000円、8号俸は3万3,000円引き上げることとされております。

以上が給与勧告並びに給与改定の概要でございます。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思います。

東京都、国、主要道府県、大都市等の給与勧告の状況の一覧をお示ししております。

表の左側、主要な道府県及び特別区の状況でございますが、例月給・特別給共に全て引上げとなっております。右側の政令指定都市につきましても、例月給・特別給共に全て引上げとなっております。

続きまして、5ページをお開きください。

こちらは、令和7年度の東京都と国の一般職及び特別職の報酬等の月額を比較したものでございます。

左側が東京都の状況でございます。

重要条例局長及び条例局長に支給される金額につきましては、それぞれ100万6,000円、93万3,000円となっております。

さらにその下に、現在の特別職の報酬等の額を記載しております。これは、昨年度に開催された本審議会の答申に基づき改定したものでございまして、令和7年4月1日から適用されております。

右側が国の状況でございます。

都の特別職と比較しますと、例えば国務大臣は152万8,000円、改定前の金額は148万6,000円でございます。おおむね都知事と同じレベルの報酬となっております。

なお、内閣総理大臣等に支給される金額につきましては、昨年12月に「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が可決されておりました。本則上は記載の金額に引上げとなりましたが、身を切る改革という観点から、議員歳費を上回る給与につきましては、当分の間、支給しないことが附則にて規定されております。

また、左下の備考欄に概要を記載しておりますが、知事の給与につきましては、現在、特例条例を制定し、時限的な減額措置としまして、知事給与を50%減額しているところでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページから7ページにかけては、東京都及び国における特別職の報酬等の推移を記載してございます。

都の欄を上から下に御覧いただきますと、報酬等のピークは平成8年の月額164万円となっております。その後、一般職の引下げ改定が続いたことから、特別職についても引

下げが行われてきましたが、令和6年度に引上げに転じております。また、時期が多少異なりますが、国も同様の傾向となっているところでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

8ページから10ページにかけては、平成18年度以降の本審議会の答申の概要及び対応の推移をお示ししております。

一部、例外の年もございますが、都の特別職の報酬等の改定につきましては、局長級職員に適用される指定職給料表の改定内容に基づいて行われるのが基本的な考え方でございます。昨年度開催した本審議会におきましても、この考え方に基づきまして、引上げ改定の答申をいただいております。

詳細につきましては、参考として御覧いただければと思います。

続きまして、11ページを御覧ください。

こちらは、初めに御説明しました給与勧告の基になる例月給、ボーナスなどの官民の給与比較の状況についてお示ししております。

また、一番下には、参考までに、区部の消費者物価指数及び消費支出の推移について記載しております。

続きまして、12ページを御覧ください。

こちらは、過去10年の都財政状況につきまして、決算ベースでその推移を記載してございます。令和6年度の実質収支は26億円の黒字となりまして、昨年度に引き続き、ほぼ均衡しております。

財政の弾力性を示す経常収支比率につきましては80%前後で推移しておりまして、他の道府県と比べましても健全な水準となっております。

上から2行目の都税収入についてでございますが、都におきましては、法人事業税及び法人住民税のいわゆる法人二税の占める割合が高いため、景気変動の影響を受けやすく、増加傾向ではあるものの、これまでも極めて不安定な増減を繰り返していることから、今後の税収動向を慎重に見極める必要がございます。

また、歳出のうち、人件費の額と歳出総額に占める割合につきましては、資料の中段にお示ししておりますけれども、令和6年度におきましては、人件費の比率が18.8%となっております。

続きまして、13ページから15ページにかけてでございますが、細かな数字が並んでおりますが、主要道府県、政令指定都市、23区、多摩26市の特別職の報酬の比較表を

お示ししておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、16ページでございますが、昨年度の答申となります。

昨年度は、東京都の一般職の給料月額につきまして、公民較差相当分の引上げの勧告が行われました。これに基づきまして給料表の改定が行われます。

また、指定職の給料月額につきましても、人事院勧告において国の指定職の給料月額が引上げとなったことを踏まえまして、引上げが行われました。さらに、国の特別職のうち内閣総理大臣等の俸給月額につきましても、指定職の引上げに準じた改定が行われました。

これらの状況を考慮しまして、東京都の特別職の報酬等につきましては、報酬等改定の基準となる都の指定職給料表の改定内容を踏まえまして、報酬等の額を引き上げることが適当である旨、答申が行われたところでございます。

なお、17ページには一昨年の答申をつけさせていただいておりますので、参考として御覧いただければと思います。

最後に、18ページにつきましては、委員の皆様方の名簿をつけさせていただいております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【淵上会長】 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思いますが、基本的な事項について幾つか私のほうから質問させていただきたいと思います。

佐藤人事課長から御説明がありましたように、特別職の報酬等の改定につきましては、これまで指定職俸給表の改定内容に準じて行っているところでございます。そこで、今年度の指定職俸給表の改定について御説明をお願いしたいと思います。

【金久保総務局人事部長】 都の指定職給料表につきましては、国家公務員とのバランスを考慮しまして、国の指定職俸給表に準じた改定を行っております。

国の指定職俸給表は、1号俸から8号俸まで定めがございまして、今回、人事院勧告におきまして、1号俸が2万円、2号俸は2万2,000円、3号俸は2万3,000円、4号俸は2万5,000円、5号俸は2万7,000円、6号俸は2万9,000円、7号俸は3万1,000円、8号俸は3万3,000円の引上げとなりました。

都の指定職給料表につきましては、1号給から7号給まで定めがございまして、国の引上げを受けまして、各号給におきまして、国と同額の引上げ改定を行っております。指定職給料表が引上げ改定となったのは3年連続となります。

【瀧上会長】 ありがとうございます。

次に、今御説明がございましたように、国の指定職俸給表が引上げとなっております。そのことにつきまして、分かる範囲内で結構でございますので、どのような理由に基づきこのような内容になったのでしょうか。よろしく願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 国の指定職俸給表の改定は、従来から民間企業の役員報酬を参考としつつ、行政職俸給表（一）の改定状況との均衡を考慮して行われております。

本年は、行政職俸給表（一）について、若年層が在職する号俸に重点を置きまして、そこから改定額を逡減させる形での引上げ改定を行うこととされ、指定職俸給表につきましては、行政職俸給表（一）の10級の平均改定率2.8%でございましたが、その平均改定率を踏まえて引上げ改定を行うことが適当であると判断されたと聞いております。

【瀧上会長】 ありがとうございます。

私からの質問は以上でございます。

これまでの事務局の説明につきまして、御質問がある方はどうぞ御自由にお問い合わせいただきたいと思います。

【沢辺委員】 よろしいでしょうか。

【瀧上会長】 どうぞ。

【沢辺委員】 沢辺ですが、16ページの前回の令和6年度の答申を受けた改定について、引上げについて、都民の方から何か賛否を含めた目立つ意見というのはあったんですか。もしあったら御紹介いただければありがたいです。

【佐藤総務局人事課長】 人事課長、佐藤でございます。

こちらの審議会の議事録はホームページで公開させていただいているところでございますけれども、特に都民の方から御意見というものはなかったような状況でございます。

【沢辺委員】 ありがとうございます。

【瀧上会長】 ほかにございませんでしょうか。ありませんでしょうか。

それでは、知事から諮問のありました特別職の報酬等の取扱いにつきまして御意見をいただきたいと思っております。考え方として、現在の月額を維持したほうがよいのかどうか。あるいは引下げもしくは引上げとすべきかと、このような考え方があると思うんですが、委員の皆様方の御意見はいかがでしょうか。

斉藤委員。

【斉藤委員】 連合東京の斉藤です。

まず、東京都特別職の報酬に関する方針につきましては、引き上げで問題ないというふう
に思っております。議員をはじめ特別職の皆様には、身を切る改革的なことはせず、報酬額
に見合った働きと成果に期待したいというふうには思っております。

また、ちょっとせつかくの機会なので、東京都の公務員の賃金の課題について2点述べさ
せていただきたいと思います。

1つは、多摩地域の公務員の地域手当についてです。

公務員の賃金につきましては、人事委員会勧告に基づきまして決定されているというこ
とは存じ上げております。東京都内で特別区では、国で示している地域手当が20%という
ことですので、多摩地域は市ごとに決定されておまして、自治体間でかなり差が生じてい
る実態があると聞いております。これは市の財政によって起きている事象だというふう
に思いますけれども、東京都としまして、同じ都内で働く自治体職員にもかかわらず、こうし
た手当の格差があるということに課題意識を持っていただきまして、東京都として是正を
するための予算措置等の対応をいただきたいというふうには思っております。

2つ目は、公務員の60歳以降の処遇の在り方ですけれども、民間企業では、高齢期雇用
継続給付金の支給率の減額への対応としまして、60歳時点の賃金水準を維持して65歳
まで雇用するという企業も出てきております。

現在、公務員は60歳時点の7割水準としているようではございますけれども、仕事が3割減額にな
る業務に変わる、または労働時間が7割になるという減額する合理的かつ明確な理由がな
い限り、同一労働同一賃金に抵触しているというふうには思っております。法令の趣旨に沿
いまして、処遇の在り方についても見直していただきたいというふうには思っております。

上記、発しました2点につきましては、今後の課題として御検討いただけるようお願い
するということで発言させていただいております。よろしくお願いいたします。

【淵上会長】 どうもありがとうございました。

2点につきましては、直接当審議会の審議事項ではございませんけれど、何か事務局のほ
うでコメントされることはございますでしょうか。

【金久保総務局人事部長】 ありがとうございます。人事部長の金久保でございます。

1点目の地域手当につきましては、地域ごとに民間賃金の状況を考慮して支給される手
当としまして国が支給割合を示しておまして、地域手当の支給に関する財政需要は地方
交付税で措置されているという状況でございます。引き続き、地方自治法及び関係法令の趣
旨、国の通知や助言に基づき、各団体に対しまして適切に情報提供を行っていきたくと思

てもございます。

また、2つ目の御意見でございますけれども、これまでも都の職員の給与につきましては、国家公務員の状況や人事委員会の勧告、意見等を踏まえて実施しておりまして、今後も都の職員の給与につきましては、人事委員会勧告等を踏まえまして、労使交渉を踏まえた上で決定していくということでやっていきたいというふうに考えてございます。

【**渕上会長**】 ありがとうございます。

【**佐藤総務局長**】 私のほうからも一言、斉藤委員のお話についてコメントさせていただければと思います。

東京都の予算要望の中でも、東京都市町村総合交付金という制度がございます。それについては、増額の御要望を連合さんのほうからもいただいております、私も回答させていただきました。

現在、予算の査定が終了して、1月末に東京都の予算案が発表されました。特別区と東京都の市町村の制度の違いというのは、会長がよく御案内かと思っておりますけれども、普通の地域では固定資産税や市町村民税は、市町村に納めるんですけれども、東京都の場合は、都が徴収をして、それを23区には、行政が等しく行えるような形で、地方交付税制度に準じた都区財政調整交付金という形で分配をするという制度を持っております。市町村は一般の市町村制度が適用されておりますので、そういう制度がないということでございます。

東京都としては、今まで市町村総合交付金ということで、市町村の自主性ですとか自律性ですとか、一定程度の財政を補完するという形で交付金をやっていく中で市町村の財政の底上げというのを後押ししております、今年度の予算ベースでいうと705億円を措置しているところでございます。

現在、そのお金を使って給食費の無償化ですとかそういった施策を各市町村ができるような形でやっておりますけれども、引き続き都としては、市町村の行政をしっかりと支えるような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

【**渕上会長**】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【**斉藤委員**】 はい。ありがとうございます。

【**渕上会長**】 ほかに御意見はございますか。

どうぞ。松尾委員。

【松尾委員】 私は今はもう給与の関係はやっていないんですけれども、昔やっていた頃からのことをちょっと振り返って思うと、五、六年ぐらい前から若年層の人材不足ということで、初任給を中心に、若い層に厚く俸給改定を行ってまいりましたけれども、一昨年辺りから賃上げの状況、幅が大きくなってきたので、高位の職位のほうにも賃上げが及んできたというところだと思います。

今年、都においても指定職まで大きくアップされましたけれども、給与処遇というのは組織内における職責の高さ、重さに見合うものとすべきであるということと考えておりますので、非常に歓迎すべきことかなというふうに思っております。

特別職につきましても、人材確保等の面もございますし、高い職責に見合った給与を制度上しっかりと用意するのは当然のことだと私は思っております。特別職については、一般職よりも政治的な要素というのが入りやすいという面はありますけれども、もしそういうのを考慮する場合においても、あるべき姿をきちっと制度上示した上で考慮すべきかなと、個別に判断すべきかなと思っております。

したがって、先ほど説明いただきましたように、民間の賃金、物価上昇の状況、あるいは都の財政状況とか国の給与の引上げ状況、こういったものを踏まえたと、来年度も都の特別職の報酬については引き上げる方向で検討してよろしいのかなというふうに思っております。

【淵上会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

武智先生はいかがでしょう。

【武智委員】 報酬額の引上げについて賛成いたします。

【淵上会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

鈴木委員はいかがでしょう。いろいろな諸物価高騰もございますが。

【鈴木委員】 今いろいろとお話を伺って、なるほどと思っているところなんです、適切な根拠に従っての引上げと存じますので、賛成いたします。

【淵上会長】 ありがとうございます。

それでは、ほぼ多角的な見地からの御意見が頂戴できたかと思えます。

従来どおり、会長としての私の御意見についても一言申し述べさせていただきたいというふうに思います。

事務局の説明にもございましたけれども、特別職の報酬等の改定につきましては、これまで原則として、指定職俸給表の改定内容に準じて行われてきております。

2つ目として、今年度は、指定職俸給表をはじめとして都の一般職員につきましても、民間の動向等を反映しまして引上げ改定が行われてきております。そして、国の特別職の報酬等及び指定職俸給表も引上げ改定がこれまで行われております。民間給与も昨年度に引き続き賃上げの基調でございますし、この傾向はこれからも続くと考えられております。

このような観点を踏まえまして、今年度の改定は、先ほど申し上げましたような原則的な考え方に基づいて、指定職俸給表の改定内容を基準といたしまして引上げを行うことが適当なのではないかというふうに私としては考えております。

このような考え方について、皆様方の御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

先ほどの御意見はおおむね一致して、これまで御説明があったような考え方に基づいて引き上げるべきだというふうに私は受け取りましたけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、以上の意見を集約いたしまして、今年度の審議会における特別職の報酬等の取扱いにつきましては、指定職給料表の改定内容を基準に引上げを行うということで取り扱いたいと思っております。

それでは、具体的な答申案につきまして、議論のたたき台となる答申案について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【佐藤総務局人事課長】 資料のほう、お手元に届きましたでしょうか。

それでは、御説明をさせていただきます。

まずは、「特別職の報酬等の改定について（案）」を御覧いただきたいと思っております。

まず、改定の基本的な考え方ですが、原則どおり、指定職給料表の最高号給である7号給の改定率、プラス2.76%に準じまして、給料月額を引き上げたいというふうに考えております。

次に、具体的に見てまいりますと、左側が現行で、右側に改定案をお示ししております。7号給の改定率で計算いたしますと、給料・報酬月額につきまして、知事は月額4万1,000円、その他の特別職につきましても、月額2万9,000円以上の引上げとなります。

知事を例として御説明させていただきますと、給料月額は147万6,000円から15

1万7,000円、改定率にしましてプラス2.78%となっております。

これらを年収ベースで比較しますと、既に指定職の職員に連動して引上げになっております期末手当の増額分、0.05月分でございますけれども、こちらを除きまして、知事は84万7,000円ほどのプラスとなっております。

なお、知事につきましては、現在、特例条例を制定し、50%の給与の減額措置を行っていることから、減額後の金額につきましては下段に括弧書きで併記しているところでございます。

続きまして、答申案について御説明をしたいと思います。

1の「はじめに」は、知事から諮問を受けまして、多角的な視点から審議したという内容でございます。

2番、「報酬等の現状」では、都の特別職の報酬額の現状と、これまでの説明の中で使ってまいりました報酬改定に当たり、参考とすべき指標の状況をお示ししてございます。

3番、「本審議会の意見」ですが、本日のこれまでの議論を要約してお示ししてございます。

都の特別職の報酬等は、一般職の給与改定、国の特別職の報酬等の状況、さらに社会経済情勢等を総合的に勘案して改定すべきものであること。

本年度は、東京都の一般職の給料月額について、公民較差相当分の引上げの勧告が行われ、これに基づき給料表の改定が行われたこと。また、指定職の給料月額は、令和7年人事院勧告において、国の指定職の給料月額が引上げとなったことを踏まえ、国家公務員との均衡を考慮して引上げが行われたこと。

さらに、国の特別職のうち、内閣総理大臣等の俸給月額については、指定職の引上げに準じた改定を行う法律が施行されていること。

これらの状況を総合的に勘案いたしまして、東京都の特別職につきましては、報酬等改定の基準となる都の指定職給料表の改定内容を踏まえ、知事については月額4万1,000円、その他特別職についても、それぞれ記載のとおり、報酬等の額を引き上げることとしております。

また、改定の実施日につきましては、令和8年4月1日としております。

最後に、現在の景気動向を踏まえ、今後の都政運営に当たって、より一層努力することを期待する旨、記載をしております。

資料の説明は以上でございます。

【**湊上会長**】 ありがとうございます。

当審議会で出された意見をきちんと答申案として記述していただいたものというふうに思います。

この文案につきまして、各委員の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

もし御意見がないようでございますと、事務局から提示のありましたこの答申案どおりに答申をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【**湊上会長**】 異議がないものと認めます。

それでは、当審議会の答申は、先ほど御説明のあったとおりといたしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、答申として決定いたしましたので、具体的に答申文をお渡ししたいと思いますので、事務局のほうで御準備のほど、お願いいたします。

【**金久保総務局人事部長**】 それでは、知事の代理としまして、佐藤総務局長が答申を頂きたいと思います。

(湊上会長から佐藤総務局長へ答申文手交)

【**湊上会長**】 答申が終わりましたけれども、佐藤局長様のほうから一言御挨拶をいただきたいと思います。

【**佐藤総務局長**】 私から一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま湊上会長から答申を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。また、委員の皆様からは様々な御意見をいただきました。私ども、今後の職務執行に当たっての参考にしたいと思います。御多忙のところ、大変熱心な御審議をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。頂戴いたしました答申につきましては、御趣旨を十分踏まえまして、今後、所要の手続を進めてまいります。

今後とも、都政運営に対する皆様の一層の御指導、御協力を心からお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【**湊上会長**】 以上をもちまして、令和7年度東京都特別職報酬等審議会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、円滑な議事進行に御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

最後に、去年は佐藤局長さんがいろいろ最後に、現状について懇切丁寧にお話がありまし

た。この審議会の必ずしも権限事項ではないかもしれませんが、斉藤委員をはじめ、松尾委員からも御指摘がありましたけれども、国も地方も公務員の任用とか給与制度の在り方について、大きく情勢変化に対応した制度の改正、しかも私どもが関係していた時代とはるかに革命的なといいますか、保守的な人事制度が変わりつつあるのかなというふうに思っておりますので、若い職員の皆様方が意欲を持って職務に精励できますように、引き続き御検討をお願いいたします。

これはちょっと私の権限外ですが、最近の動きについて申し上げました。ありがとうございました。

【佐藤総務局長】 一言お話しさせていただきますと、広く勤務条件ということで言いますと、給与の面もありますけど、一方で、カスハラ対策がございます。カスタマーハラメントということが社会に取り沙汰されるようになって、東京都ではしっかりとしたマニュアルをつくりました。そのマニュアルに従って運用して、しっかりやっていきたいと思いません。

ただ一方で、公務員の場合は、やはり住民の方の声を聞くというようなことが非常に大事なので、そこにあぐらをかかないような形でしっかりと自分自身を律していく必要があるというふうにも一方において考えているところでございます。

あともう一つ、全く別件の話なんですけれども、やはり今、東京都の場合、先ほど特別区と市町村の違いを言いましたけれども、かつては、特別区には配属職員制度という制度がありまして、東京都で採用になった方が、特別区に出先機関として配属になるというような制度がありました。昭和49年の自治法改正で廃止になって、昭和50年から特別区が自主的に採用するようになったんですけれども、私が採用された1989年の試験の頃は、特別区の課長には、東京都で採用された方が大勢いらっしゃいました。

各自治体が自主的に採用するのは、非常に大事なことだと思うんですけれども、今、人が不足してきている中で、今度の地制調では、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供するなどの議論が起こっています。それにはいろんな良い点、悪い点があると思うんですけれども、やはり人手不足みたいなことに対しては、行政をITで効率化していくということも大事なんですけれども、特に現場仕事は限界があります。例えば都道と区道が交差している箇所、都道は都道で契約をし、区道は区道で契約をみたいなのが、あるわけなんですけれども、面としてみると一体なわけで、また全く別の切り口で仕事というのをどう効率化するか考えていかないといけないと思います。

また、市町村がなかなか人を集めづらい状況の中で、特に技術系は集まらない。土木職の場合は昔から、大学を出て役所を選択しようってあるんですけど、機械や電気職の場合は、民間が主で全く役所を選択しようというトレンドがないので、正直言うと本当に困っていて、それこそ都営住宅のエレベーターを直すのも大変だと。全然人がいませんみたいな感じ
です。

なので、そういったいろんな観点からしっかりやっていきたいと思っております。国とも十分連絡を取って、基礎自治体とも連絡を取りながらしっかりやっていきたいと思
います。

【**淵上会長**】 ありがとうございます。

【**金久保総務局人事部長**】 これをもちまして、令和7年度東京都特別職報酬等審議
会を終了させていただきたいと思
います。

ありがとうございます。

— 了 —